

平生町告示第45号

平成23年第8回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年11月25日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成23年11月28日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

(1) 工事請負契約の締結について

平成23年度佐賀(浜田)漁港海岸保全施設整備工事(第2工区)

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

柳井 靖雄君

平成23年 第8回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成23年11月28日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年11月28日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について

平成23年度佐賀(浜田)漁港海岸保全施設整備工事(第2工区)

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(1日間)

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について

平成23年度佐賀(浜田)漁港海岸保全施設整備工事(第2工区)

出席議員(11名)

1番 松本 武士君

2番 村中 仁司君

3番 久保 俊一君

5番 中川 裕之君

6番 河藤 泰明君

7番 淵上 正博君

8番 細田留美子さん

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

欠席議員(1名)

9番 柳井 靖雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君

書記 岩井 浩治君



議長（福田 洋明君） 日程第4、議案第1号平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）の工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

早いもので11月も、もう終わりに近づいてまいりました。例年でありましたら、既に冬の様相を濃くしてくる時期でございますが、ことしは11月に入ってから、日中の気温が25度以上となる夏日を観測するなど、例年に比べ暖かい日が続いてまいりました。この時期のまちな風物詩であります町内駅伝でも、日中には汗ばむような気温となるなど、立冬を過ぎてもなお季節が足踏みしている状況が続いておりました。

しかしながら、さすがにここ数日来、冬らしい気候となり、少しずつではありますが、色づき始めた山々を見るにつけ季節の移ろいを感じているところであります。寒くなってくれば、次に心配になるのはインフルエンザであります。一昨年の世界的な流行のような状況ははまだ聞こえてきませんが、この地方にも既に流行の兆しが見えてきているだけに、十分な予防に心がけ、みんなが健康でこのシーズンを乗り切っていきたいものであります。

そのさなか、平成23年第8回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙にもかかわらず多数の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本臨時会に御提案申し上げます議案は工事請負契約の締結についての1件でございます。

それでは、本日御提案いたしました議案第1号平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、やまぐち豊かな漁港漁場漁村づくり計画に基づき、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画で海岸保全施設整備事業として、高潮や浸水などによる災害から海岸及び背後地を防護するため、佐賀浜田地区神田沖の離岸堤を改良する工事であります。本年度の工事につきましては、昨年に引き続き、63.5メートルの離岸堤を改良するものであります。

本工事につきましては、去る11月18日に入札に付しましたところ、(株)米谷技建が5,270万6,265円で落札をいたしました。落札金額はもとより工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

なお、工事の図面を議案に添付しておりますので、御審議の際、御参考に供していただきたいと存じます。以上をもちまして、本日御提案申し上げました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜ります

ようをお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） ちょっといろいろ思うこともありますから、町長のお考えを聞いておきたいことがあります。今回の入札の議案に対しましては、前の、私が、この場で審議に対するいろんな資料が足りないと、必要なものはつけていただくようお願いをいたしましたところ、添付をしていただきましてありがとうございます。

それですね、この入札情報結果、いわゆる情報から一つ一つのことが気がつくわけですが、いわゆる落札者が今回抽選で決まっております。無効も1社おります。それでいろいろな情報ですが、ちゃんとしたソフトが出ておって、比較的工事金額なり最低制限価格が計算できるような程度の情報が今もう流れておるようでして、それでこの結果が円の単位まで同じという結果になっておると思うんですね。最低価格については、県も計算方法も発表しておりますし、町もそれにしたがってやっております。しかし、余り機械的に私はこれをやる必要がないのではないかと思います。機械的にやったからこのソフトのとおりこういう計算になって抽選という結果になったと思うんですね。いわゆるよく言われる工事金額は、いわゆる直接工事費と共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これで構成をされております。だから、直接工事費、共通仮設費、現場管理費についてはそれなりの根拠がありますが、一般管理費については発注者の裁量権が働くことができると思います。これまで機械的にやるからこういうソフトのとおり金額になってしまおうと思うんですね。実際、制限価格は発表をされてないでしょうけど、自動的に計算をされてこういう金額になると、そして、いわゆる裁量はきくはずのところが多分何もされていないからこういう結果になったと思うんですけど、もっとそういう点では裁量権を発揮をされて制限価格が不透明にすると、最低価格を、いう技術は使えるのではないかと思いますのですが、町長お考えを聞いておきたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 基本的考え方を申し上げたいと思いますが、今の行っておる状況について、先に建設課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） ただいまの御質問がございましたように、現在、町が取り組んでいる工事につきましては、最低制限価格制度を設けておりまして、この算出方法につきましては、県の低入札価格調査制度の算出根拠に準じまして、積算するようにしております。現在の状況が先ほど言われましたように、円単位で最低で競争されておるという状況でございますので、これ

を一般管理費で、どういいますか、客観的数値になればいいのですが、やや主観的が入りますと、そこら辺で積算してくる業者とのちょっとトラブルではないのですが、説明がちょっとつきにくいかと思ひまして、現在のところ、県が示している積算に基づきまして算定をいたしております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、課長が申しあげましたように、この、一般管理費の部分について、少し裁量がきくのではないかという話でございます。基本的には、一応ルールを踏まえた上で、場合によっては町長がその判断をできないわけではありませんけれども、現実には、ただ私もそれだけのしっかりした根拠をもって、いやここはこのぐらいつけましようというだけの技術といひますか、そういうものも持っていないのが率直に言ひて現状です。したがって、建設課で基本的には出してきたものを踏まえて私なりに判断をさせていひだいて、今の価格を設定をさせていひだいておるといひのが現状であります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今回の工事は、こういう型の工事は、初めてではないですよ。今まで何度か繰り返してきていひるんですよ。そうすると、前の経験が生かされて、それなりのいひゆる現場管理費、共通仮設費、一般管理費とその初めてやる工事とは違ひていひるんな今までの知識が蓄積をされておると、そういう点では安く上がる要素があるわけですよ。例え、ずっと以前、私が経験したことですが、県の工事で県営住宅が同じ敷地内に2棟発注をされまして、2棟とった場合は管理費を減すよと、そういう入札条件があつたことがある。それは同じ場所で作るからということ。それと同じように、同じような工事を繰り返す場合は、若干の裁量権は、私は技術者ともよく相談をされて発揮されたほうが、初めて町と協議をせんにゃあいけんよいうな仕事といひるのは少ないと思ひるんですよ。ましてや同じ業者なんかも経験しておれば余計にそういうことがあるわけですから、同じ工区を同じような仕事を繰り返すよいうな今回のよいうな工事については、そういう裁量があるのではないかと思ひますがどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 同一場所で同様の工事についてといひ今御指摘があつたから、この辺は検討の余地はあるのかなと思ひますけれども、ただ、私の立場から言へば、その一定の基準をやっぱりもっておかないと、じゃあ裁量でここだけいひくらにしましよとこいうわけにいひきませんので、これについては、しっかり内部協議を含めて十分やっていひたいといひうに考へておひります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はあひませんか。岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本 ひろ子さん） ここに、5,000万円以上といひことで出されたのでしようけど、大体数字が皆似て、今計算方法があるとおっしやいひましたけど、1つの4,

200万円というのがありますけど、ちょっと700万円近く安くなっているけど、この辺の中身というのは検証されておるのでしょうか。ただ金額的に少ないから、もうただ無効というふうに決められたのか。その辺はどういう状況だったのでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 安村建設課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 確かに4,280万円という価格がございますが、これにつきましては、最低制限価格以下ということで、無効という取り扱いをさせていただいておりますので、中身については検討いたしておりません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっとお聞きしたいのですが、私もずっと会社でいろいろ見積もりをとっていたのですが、極端に言ったら100万円単位でも、20万円かそのらの差があるんですよ。これで5,000万円単位で、極端に言ったら、無効以外を比べたら十四、五万円ぐらいの差があるんですよ。さっき平岡議員が言われたように、ソフトがそういうのがあってこういう並びやったら、極端に言ったら、予定評価価格にしてもその最低価格にしても相手がはっきりそういうのをわかっという感じで、最終的には、それやったらこういう競争入札しても、はっきり言って意味がないのかなと。何かやはり考えを考えんことには、単純にソフトでさっとやられたら、最終的にはこういう何千万円そして1円まで同じということが今後続くだろうと僕自身思うんですけど、町長、極端に言ったら、こういう入札で県が示されたからこういう方法でいきます。それで、そういうふうに予定、一応予定価格というのは発表するんですかね、初めに。それで最低価格というのは、もう一回わかったら大体そういう線が出てくるんですよ、はっきり言って。極端に言ったら、長年同じ工事をやってた場合は、だから、そういう考えが、今後こういう競争入札でいくのか、それとも平生は平生なりにそういうのを考えるのか、町長ちょっとお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この入札制度につきましては、今までいろんな数年ごとで切りかえたり、そして、また元に戻せば、また以前の形に戻してくれと業者からの要望があったりいろんな経緯があって、これが一番最適というのは、なかなか私は、これは県にしてもこの市町村にしてもそうですけれども、ベストの方式というのは、なかなか出てこないというのが現状だと思います。その中でいろいろ紆余曲折ありながらも、今のこの制度を取り入れて、これを実施をしていこうということで、これを去年からこの方式を取り入れて今やっております。そういうことで、これやっていくうちに、いろんないいところ悪いところ出てきたりしますから、これ

はやっぱりまた検証しながら制度については点検をしていくと、これはもうありうることで、当面は、今年度はこういう一つの方向で実施をしていくということで、皆さんにも、それぞれ業者のほうにも説明をしながら実施をしております。こういう今、制度になっておるということで御理解をお願いを申し上げたいと思います。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません。それやったら今、今回で競争入札がこういうふうに1円単位まで一緒、そして無効以外は、極端に言ったら、最低、最高が十四、五万円ぐらいの差ということで、こういうのがずっと続けば、今言われたように町長も見直していくということですね。こういう状態がずっと続けば。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） これに類似したようなケースは、今のところ、このところ、最近出ております。これはこれでその中で抽選をしていくという一つの方式になっておりますから、これはこれで踏襲をしながら、当面は対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第1号平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）の工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたし

ました。

これにて、平成23年第8回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 久 保 俊 一